令和5年度八王子市住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への 臨時特別給付金こども加算支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として、エネルギー・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯 (住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)のうち子育て世帯に対し、臨時特別 給付金こども加算を支給するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 八王子市住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金こども加算(以下「こども加算」という。)は、前条の目的を達するために、八王子市によって贈与される給付金をいう。

(対象児童及び支給額)

- 第3条 こども加算の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、18歳以下のこども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれから令和6年4月1日生まれまでの児童))とする。
- 2 前条の規定により支給対象者に対して支給するこども加算の金額は、対象児童 1 人当たり 5 万円とする。

(支給対象者)

第4条 こども加算の支給対象者は、次のいずれかに該当する者で、同一の世帯に対象児童が属しているものとする。

令和5年度八王子市住民税非課税世帯への臨時特別給付金支給要綱に基づき臨時特別給付金(以下「非課税世帯臨時特別給付金」という。)を受給する者(同要綱別記第2項の規定に基づき受給する者を除く。)

令和5年度八王子市住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金支給要綱に基づき臨時特別給付金(以下「均等割のみ課税世帯臨時特別給付金」という。) を受給する者(同要綱別記第2項の規定に基づき受給する者を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、対象児童が他市区町村において非課税世帯臨時特別給付金又は均等割のみ課税世帯臨時特別給付金と同等の給付金を受給しておらず、前項各号に規定する者が対象児童を扶養している場合は、支給対象者とすることができる。

(支給対象者の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、支給対象者が令和5年12月1日(以下「基準日」という。)以降に死亡した場合においては、他の世帯構成者がいる場合には、 その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)を支給対象者とみなす。

(支給の方式)

第6条 こども加算の支給を受けようとする者は、確認書(別紙様式第1号。以下「確認書」という。)の提出又は申請書(別紙様式第2号。以下「申請書」という。)の提出により申請を行う。

2 確認書の提出は郵送により行い、申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が 金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住して いることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送又は市の窓口に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 前項第3号に規定する窓口現金受領方式による支給が困難な場合は、他の方法により支給することができることとする。
- 第6条の2 市は、前条の規定に関わらず、第4条第1号又は第2号に規定する支給対象者のうち基準日において18歳以下のこども(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童)が当該支給対象者と同一の世帯に属している者に対し、お知らせ通知(別紙様式第3号。以下「お知らせ通知」という。)により通知することでこども加算を支給することができる。
- 2 前項に規定する者は、届出書(別紙様式第4号)を市に提出することによりこども加算の受給を拒否することができる。
- 3 市長は、お知らせ通知の発出日から10日後までに届出書の提出がないときは、 速やかに当該支給対象者に対して支給を決定し、こども加算を支給する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として第6条第1項に規定する申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

- 2 代理人が前項の規定に基づき申請をするときは、確認書又は申請書(以下「確認書等」という。)の委任欄への記載を当該代理人が行うものとする。この場合、市は、公的な本人確認書類の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。
- 3 市は、第1項第1号の代理人にあっては住民基本台帳により、同項第2号の代理人にあっては登記事項証明書又は家庭裁判所の審判書謄本若しくは審判の確定証明書等選任を証する書類により行うものとする。

(申請期限)

- 第8条 こども加算の申請受付開始日は、令和6年2月22日とする。
- 2 確認書等の提出期限は、令和6年5月31日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定 し、当該支給対象者に対し支給決定通知を送付するとともに、こども加算を支給す る。

(こども加算の支給等に関する周知等)

第10条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請 受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行 う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

- 第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項に規定する提出期限までに第6条第1項に規定する申請が行われなかった場合は、当該支給対象者がこども加算の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 市長が第9条の規定に基づき確認書等を受理した後又は同条に基づき支給決定 を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもか かわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給が できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、受給権がない者がこども加算の支給を受けた場合に、支給を行ったこども加算の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保、差押えの禁止)

第13条 こども加算の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さ えることができない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

| 例 | 則

この要綱は、令和6年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。